

○議長（高橋伸二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑、質問を継続いたします。三十九番三浦一敏君。

〔三十九番 三浦一敏君登壇〕

○三十九番（三浦一敏君） 日本共産党宮城県議会議員団を代表しまして、代表質問を行います。

まず、知事の政治姿勢について伺います。

しんぶん赤旗日曜版が二〇二三年十一月六日号で初めて自民党派閥のパーティー券収入の不記載を報道したことをきっかけに、上脇博之神戸学院大学法学部教授が何度も東京地検に告発状を提出し、特捜部はこれは悪質な事件に発展すると判断。そして、一年後、裏金事件が自民党を直撃することとなります。岸田首相は、国民の批判をかわすため、突然、派閥解消を打ち出しました。しかし、岸田首相が言う派閥解消が裏金づくりの論点そらしにすぎないことが早くも明らかになっています。これまでの約二十年近く、自民党安倍派を中心に各派閥は、事実上の企業・団体献金である政治資金パーティーのキックバックで荒稼ぎをやってきたのです。政治資金規正法は、「政治活動が国民の不断の監視と批判の下に」収支の公開と透明性を求め、同法二条二項で、「政治資金の収受に当たっては、いやしくも国民の疑惑を招くことのないように、この法律に基づいて公明正大に行わなければならない」と規定している。今度こそ、金権腐敗政治を一掃しなければなりません。自民党の長年続いてきた政治資金パーティー・裏金事件と企業・団体献金についての知事の所見を伺います。

新年度予算と村井知事の施政方針が示されました。知事は次代への連綿予算と名づけたようですが、私から言わせれば、生活実態とかけ離れた人の心や痛みが感じられない冷たい予算と命名したいと思います。予算の目玉にしたのが半導体推進でありますが大企業誘致とデジタル化に前のめりになる富県戦略の危うさを感じさせるものです。実質賃金や年金は下がり続け、物価高、資材高騰で県民生活は大変厳しく、中小企業は人手不足で四苦八苦の現状なのですが、ところが、今予算には物価高対策や生活弱者への配慮が極めて弱いものになっています。コロナ対策の予算はゼロ、村井県政の大きな弱点である子育て支援や人口減少対策は、打開への布石も気迫も感じられません。四病院再編では、これほど、住民や患者、病院職員や専門家の意見も聞かずに、ごり押しする

県政がかつてあったでしょうか。後でも触れますが、宮城の基幹産業の農林水産に至っては、予算一兆円規模のたった四・六％しか配分しないとはひどいものです。この指摘は間違っているでしょうか。知事の見解を伺います。

次に、能登半島地震の被害と志賀原発の教訓について伺います。

元日の能登半島を直撃した大地震によって、たくさんの貴い人命と家屋を失ったことに対し、心からのお悔やみとお見舞いを申し上げます。私たち日本共産党も全国から寄せられた義援金一億円余りを現地にお届けしたところであります。

能登半島地震はマグニチュード七・六、最大震度七で、志賀町では観測史上最大の地震加速度二千八百二十八ガルを記録されましたが、特に志賀原発では、基準地震動を超える地震加速度が記録されました。地震調査委員会は、能登半島で動いた断層を約百五十キロと評価しましたが、北陸電力は九十六キロでよしと過小評価しました。女川原発周辺では、海域活断層の調査範囲そのものが三十キロ範囲にとどまっております、その外側にどんな活断層があるのかよく調べられていません。東北電力は、女川原発二号機の適合審査で、F―六断層とF―九断層が連動する可能性を認め、一千ガル程度としましたが、これが過小評価になっている可能性があります。そこで、国と原子力規制委員会に対し、女川原発周辺の海域断層の調査と基準地震動の再評価を求めるときと思うかどうか、答弁を求めます。

能登半島地震によって、停止中の北陸電力の志賀原発一号機と二号機も危機一髪だった。外部電源五系統のうち、六割を占める主力の外部電源が機能しなかった。北陸電力社長の一月三十一日の会見によれば、変圧器の配管が破れ、油が漏出。一月末になっても一系統二回線が使えない状態。変圧器は部品が入らず修理の見通しが立っていないといえます。また、使用済み核燃料プールに一千四百七十七体の核燃料が保管されていたが、この二つのプールから放射能物質に汚染された水が流れ出し建物内にあふれる事態に。まさに危機的状況で、福島第一原発事故の再現もあり得たと言われている。東日本大震災のとき、女川原発も外部電源の五系統のうち一系統しか機能せず、海水が流入し熱交換器二機のうち一機は水没。残った一機だけが機能し、危機を乗り切ったことを忘れてはならない。

2 女川原発二号機のゴーサインが国と村井知事によって出されたものの、それ以降も

圧力抑制室、サブレッションチェンバーの耐震補強工事や、電線管の火災防護対策工事などが行われているが、施工した電力会社任せではなく、専門家による、いわゆる安全性検討会を再開し、検証すべきと思うが、伺います。

また、能登半島に類似した牡鹿半島の女川原発で大地震が発生した場合、五キロ圏から三十キロ圏のUPZの住民は屋内退避が原則となっているが、崖崩れや道路が壊れ、津波が発生すれば船も利用できず、本当に避難できないのではないか。この根本的見直しが必要と思う。昨年十一月に公表された宮城県第五次地震被害想定調査最終報告書に基づいて、震災対策のアクションプランを見直す作業が求められています。そこに能登半島地震が発生したのですから、新たな知見を踏まえて複合災害時の緊急対応の時間をかけ、腰を据えて再検討すべきです。当然、避難計画のつくり直しが求められると思うが、知事の見解を伺います。

避難アプリの普及で避難が順調にいくような幻想を振りまくのではなく、複合する大災害時に広域避難をどうすべきか真剣に考えるべきではないでしょうか。そのことを強調しておきます。

次に、四病院再編問題について伺います。

今議会の最大焦点は、宮城県が主導する四病院再編問題であります。昨年十二月十日、定例会が終了した三日後に、仙台赤十字病院と県立がんセンターの統合に向けた基本合意が締結された。具体的内容はこれから詰めていくというもの、市民、県民やがんセンターの医療従事者、議会内外から「県立がんセンターが事実上消滅するのではないか」「がん治療の拠点病院がなくなれば大変なことになってしまう」という不安と怒りが出ています。「村井知事は、宮城の病院・医療をどこまで壊す気なのか」との声が仙台医療圏以外の私の地元でも聞かれますが、知事はどう答えますか。

この基本合意前に、知事は、県立がんセンターの山田総長や佐々木院長に会って直接意見を聞いていますか、お答えください。もし、後日報告したなどというなら大問題です。

仙台日赤三百八十九床、県立がんセンター三百八十三床で合計七百七十二床ですが、基本合意では、病床規模は四百床程度とすると明記し、県立がんセンターの病院としてはなくなるわけで、仙台日赤が主体となって四百床の枠の中で、がんセンターの機能の

一部だけを引き継ぐことが想定されますが、違いますか。はっきりお答えください。

県立がんセンターは宮城県の貴重ながん治療と研究で頑張ってきた歴史を持つ施設です。一九六七年に、宮城県立成人病センターとして開設、一九九三年宮城県立がんセンターとなり、研究所新設。二〇〇六年には都道府県がん診療連携拠点病院の指定と前進します。ですから、開設以来五十七年がたち、今や東北大学病院とがんセンターのツートップ体制が構築されているのです。東北大学病院とほぼ同じレベルの高度医療機器を備えている。これは宮城県、いや、東北の誇りではないのですか。村井知事がやるべきは、高齢化社会の中でがん患者が増えているのですから、がんセンターを県立で更に充実させていくことではないでしょうか。違いますか、答弁を求めます。

ところで、がんセンターの経営ですが、公立病院として高度がん医療など政策医療に県から繰出金を入れていますが、これは、県民の命を守る観点で地方交付税で措置されています。また、国内トップレベルの研究所機能を持っており、経営的にも頑張っているのです。がんセンターは、医師七十名も含め職員数は五百二十八名です。臨時やパートさんを含めると六百人以上になると言います。この方々の雇用は一体どうなるのでしょうか。県が雇用した公務員を知事自ら不安に陥れることは言語道断であります。答弁を求めます。

次に、県立精神医療センターを富谷市に移転させる構想も関係団体や住民から反発を買い、二転三転しています。去る二月四日、福祉プラザホールで、「村井知事の暴走を許さない！STOP！四病院再編・移転県民大集会」が超満員の三百八十名の参加で開催された。八木山連合町内会会長は「日赤がなくなったらどうすればいいのか。一万三千人の署名で反対を表明している。知事会トップの人がこのようなことをやっているのか」と怒りの発言。台原の説明会では百五十名が参加したが、「知事が説明に来ないとはひどいではないか」との声が上がりました。東北労災の職員は、アンケート調査に百八十名の職員の七〇％は富谷移転に反対、賛成は一〇％のみと回答。職員に全く理解されていない結果を紹介し、「富谷の医療を何とかしたいというなら、公立黒川病院を強化すべきだ」との発言に、会場は共感の拍手に包まれました。思春期外来患者家族の方は「孫が八年精神医療センターに通っているが、知事に手紙を出した。あなたのお孫さんがこのように苦しんでいたらどうするのですか」と怒りの声をあらわにしました。こ

のような声に知事はどう答えるのですか、伺います。

県が提示した精神医療センター移転分院の三案が示されたが、十五日の保健福祉審議会でも分院案には誰も賛同者は出ませんでした。名取市のサテライトの案でも矛盾は広がるばかりです。結局、名取市に建て替えれば、全ての矛盾は解決するではありませんか。移転断念を決断すべきと思うが、答弁を求めます。

知事が強引に推し進める再編なるものは、実は、とんでもない県立病院潰しの暴挙なのです。こんな再編構想は直ちにやめるべきです。村井知事が言い出したのですから、知事が決断すればすぐやめることができるでしょう。そのことを指摘しておきます。

広域防災拠点構想の問題点について伺います。

このことについては、議会からも「事業費が青天井で増え続けている」「いつ大地震が起きるか分からない状況で、度々工期が遅れるのでは意味がない」と批判され、河北新報の社説でも負の遺産になりかねないと指摘されている。移転補償費が急増し、当初の二百九十五億円から四割増の四百二十二億円に膨張した。当初、二〇二〇年とされた完成時期も三回も延期され、更に十二年も遅れて二〇三二年となった。知事の肝煎りで一大プロジェクトとして推進された事業が、本来、JR貨物自身がやるべき移転事業であるにもかかわらず、県が肩代わりし、かつ、事業費がどんどん拡大する大変ずさんなものであったということがいよいよはっきりしました。創造的復興の最終形と位置づけた知事は、この責任をどう感じているのか、改めて答弁を求めます。

能登半島地震を体験し、県も大きな被害を想定している長町利府断層が懸念されるところに、なぜ、広域防災拠点をつくるのかとの疑問が出されています。新年度予算に公共補償費等五億四百万円が計上され、二〇二九年度までの債務負担行為として七十五億一千万円計上されているが、広域防災拠点の完成がこんなに延々と延びることによって、全県的な大規模災害を想定した訓練もできないではないですか。大きな損失であります。知事に伺います。

岩手県では、お金をかけずに既存施設を活用した分散・低コストで広域支援拠点と、四か所に後方支援拠点を設置し、二〇一九年に備蓄五か年計画をつくったことが報道されているのと比較しても、宮城の実態は真逆です。

ところで、令和五年度公共事業評価部会が開かれ、十年が経過した広域防災拠点も

審議された。県からは「大規模災害時の効果も加えた結果、費用対効果は一・七三から二・六三に上がった」と説明された。ところが、ある委員から「大規模災害時の効果は分けるべきだ」と指摘され、今年一月十九日の部会では、大規模災害時ではなく、平時の公園の費用対効果が報告されたと地元紙は報道した。なぜ見直されたのかといえば、我が党の藤原県議が十一月の一般質問で厳しく指摘し、パブリックコメントの中でも市民の方々から異議を唱える意見が寄せられたことによります。結局、総便益は、事業着手時より評価が一・七三から一・一に下がり、効果は事業着手時よりも低下したことを知事はどう深刻に受け止めているのか、答弁を求めます。

希望ある県政を目指して、幾つか伺います。

子供医療費無料化についてであります。新年度予算で重点項目として打ち出したのが、人口減少対策であります。合計特殊出生率は一・〇九で過去最低の全国四十六位であり、この打開策を打ち出していますが、結婚、妊娠、出産、子育てのライフステージに応じた切れ目のない支援として、子育てしやすい環境の整備が必要と強調した割には、この分野に四・七億円とは非常に規模が少ないのではないかと思います。伺います。

一方、企業立地奨励金に三十二億円や半導体推進費に三・二億円の大盤振る舞い予算となっております。結局、知事の子育て支援や人口減少対策は、これまで成果を上げていない従来パターンを脱却し切れないと指摘したい。

この分野で知事がやるべきは、県内三十五市町に寄り添い、励ます施策は何かを考えるべきです。市長会や町村会から毎年、県に対し乳幼児医療費助成の拡充を求める要望が出ているでしょう。にもかかわらず、宮城県は依然として就学前までとなり、七年も時計の針が止まったままなのです。県内のほとんどの自治体は、少ない財政規模でも十八歳まで無料化で頑張っているのです。子供の医療費無料化は国の責任だと繰り返すのではなく、十八歳まで垂範率先して二分の一助成に踏み出すことです。政府も国保の国庫負担が減額されるペナルティー措置について、二〇二四年度から十八歳未満までを対象に廃止することを決めました。それだけ全国に広がり、十八歳まで医療費無料が主流になっているのです。議会でも何回も同じ質問をさせないでくださいよ。知事の前向きな答弁を求めます。

次に、子育て支援の大切な学校給食費無償化についてであります。

さきの県議選でも与野党問わず、学校給食費無償化を公約に掲げて当選した方々がこの議場におります。教育長はさきの議会での答弁でも「学校給食法では施設や人件費は市町村で、食材費は保護者の負担と規定されていますので御理解ください」と答弁しています。しかし、憲法二十六条二項は「義務教育は、これを無償とする」と明記されています。学校給食法十一条で学校給食費の私費負担を規定しているものの、学校給食費を公費負担とすることを妨げていないということです。国会でも確認していることです。各地で署名活動も展開され、全県・全国に広がり、生活が大変な中でもみんなが等しく栄養バランスのいい学校給食を提供することはみんなの喜びであり、気仙沼市や栗原市など十市町で無償化実施に、四市町が一部実施に踏み出し、市長会からも再三要望されています。県が二分の一を助成すれば、多くの自治体で実施に踏み出すことは間違ありません。知事の決断を求めます。いかがでしょうか。

そして、この財源のためには、前のやり取りの中でも教育長は、今の物価高を考慮しても、二分の一は五十億円程度だということを答弁しております。全国知事会会長として自ら模範を示し、一兆円予算の〇・五％を工面すれば実現できるのです。その上で、国が責任を果たすべきと迫ることが一番説得力を持つことは明らかでないでしょうか。

次に、教員不足の解消は、県政の緊急課題について伺います。

教員不足が各地で起き、学校がもたないという声が上がっています。今、校長先生の一番の仕事は、臨時の講師を探すことだそうです。各教育事務所の奪い合い、時には他県の岩手などにも声をかけるそうです。それだけ、学校現場は大変な状況になっているのです。なぜ教員がそんなに足りなくなったのか。それは、現在四十五歳から五十五歳の教員採用時が、実は、就職氷河期と言われ、採用が大きく減ったことです。その後、教員の多忙化、長時間労働が問題となり、その調整弁として臨時の講師で賄う手法が取られた。若い教員が教育実習で実感したことは、こんなに忙しく大変な仕事ではとてもやっていけないと、多くの青年が教職への夢を諦めたと言われます。その悪循環はますます深刻となり、学校現場は、まさに言わばブラックと言われる程になってしまったのです。全日本教職員組合は昨年十二月二十五日、病気などで休職した教職員の欠員を補充できず、未配置になっている人数の調査結果を発表しました。それによると、三十二

都道府県十二政令市でなんと三千百十二人に上ります。東部教育事務所管内では昨年十月末時点で、教員の未配置は小学校で十一名、中学校で八名になっており、その理由は、産休、病休、中途退職、病気による死亡などが理由です。宮城県全体の未配置はどうなっているのか、答弁を求めます。

一方、教員の多忙化、長時間労働も大変深刻です。宮城県の残業時間の実態はどのようになっていきますか。具体的に伺います。夜八時になっても、職員室の明かりが消えない。早く帰れたとしても、仕事を自宅に持ち帰る忙しさ。教員に時間的余裕がなくなれば、子供達と触れ合ったり、教職としての人間的成長とか、授業のスキルの向上などが本当にできるのか心配です。その根本には残業代ゼロのため長時間労働に歯止めがかからない現状があります。これを許したのが一九七一年制定の公立学校教員給与特別措置法、いわゆる給特法です。これは、教員には残業代を支給しない、その代わりに給与に四%上乗せして本給として支払うというものです。しかし、長時間労働の歯止めにはならなかったのです。当たり前の八時間労働は学校では全く通用しないのであります。県独自の財源を活用してこの事態を改善するという点では、宮城県は特に弱かったのではありませんか、答弁を求めます。

全国知事会など地方三団体は、政府に対し二〇二三年十一月九日に、教員が依然として長時間勤務であり、教師不足が全国的に深刻化しており、これらの解決を図ることが急務となっていると要求したことは大きな意味があります。

最後に三点について県としての改善を求めます。

一つは、自治体が押しつけている不要不急の業務の改善。その点でも現場の先生方の意見をよく聴くことです。二つ目、過大な授業時数の削減です。ただでさえ教員が少ないので、標準以上の授業を行うことは先生たちも疲れ、子供たちにとっては逆効果となります。三つ目、県独自の教職員の増員に努力すること。以上について答弁を求めます。

次に、信号機設置はなぜ進まないのかについて伺います。

被災地石巻など沿岸部には新しい道路が幾つもできました。それに伴い交通の流れも変わり、交通事故が増えています。昨年十一月には石巻市中屋敷一丁目の市道釜大街道線の交差点で、横断歩道を渡っていた女兒が車にはねられる重傷事故が発生しました。

幸い一命を取り留めたことに安堵しましたが、この交差点には信号機がありませんでした。早速、市長はじめ町内会や関係者、議員が信号機設置を要望し、異例の速さで一月二十三日に工事が始まり立派に完成し、テレビでも放映されました。信号機の十年間の推移を見ますと、平成二十六年度は要望数は六百十八件、新設数はたったの三十一件です。最近の令和五年度は要望数三百十四件、新設数はそれこそたったの八件であります。なお、この要望数は、順番待ちでいつになるか分かりません。

信号機は国補助が五〇%であります。この設置基準が国の通知で平成二十七年から非常に厳しくなりました。その内容を説明してください。また、併せて、信号機新設一基の定周期信号と押しボタン式信号機の設置費用についても伺います。

交通規制課の令和五年度の交通安全施設等整備事業予算は二十九億八千万円になっていますが、信号機新設費用は八基で五千万円程度となります。国の設置基準の見直しを求めますが、同時に、県単独でも信号機設置が可能と伺いましたので、新年度から改善を求めたいと思います。いかがでしょうか。

次に、農林水産業に思い切った手だてを。

日本農業の危機は、一九六一年の旧農業基本法以来の、まさに失われた六十九年のなれの果てともいうべきものです。国の方向だけを向くのではなく、宮城県独自の施策を打ち出していくことが鍵となります。いっぱい課題がある中で今回、新規就農者をいかに増やし、定着させていくかについて提案しながら質問します。

先日私は、福島県二本松市を視察し、大変驚きました。二本松市は米をはじめ、野菜、リンゴ、黒毛和牛の飼育など畜産業も盛んです。農村特有の悩みは共通しています。農業と真剣に向き合う新規就農者が増えているのが特徴です。首都圏からのＵターンでゼロからスタートするケースも多いようです。私が見学した東和地域には、ここ五年で約四十人の新規就農者を迎えているそうです。特に有機栽培で野菜を生産し、道の駅を核とした東和ふるさと協議会を立ち上げたことです。二〇二二年には、実行委員会を立ち上げ、新規就業者の集いを開くなど、青年たちが主役となり、何でも相談できる体制をつくったことです。更に、ワンストップで就農の相談ができる窓口をつくってほしいと運動し、福島県は二〇二四年四月からスタートさせたいと準備をしているとのことです。福島県の新規就農者は二年連続三百人以上となり、二〇二三年十一月時点で

三百六十七人になりました。宮城県は百六十人から百九十人前後ですから、約二倍以上です。ぜひ、先進的経験にも学び、県として、新規就農者支援のワンストップ相談窓口を各振興事務所につくっていくべきと思うがどうか、前向きな答弁を求めます。

もう一点、鳥獣被害の対応です。

昨年十一月二十二日、鳴子のイノシシ被害の実態を当県議団で視察、相談を受けた方は二十年以上前に移住し、高齢で田畑を続けられない人たちの相談を受け、そば組合を設立。その後、法人化して十年になるそうです。イノシシ被害は想定外で震災六年後から急速に増えだし、一晩で二から四ヘクタール荒らされることも。電気柵などやれる手は全てやっているが、十アール当たり五千五百五十一円の経費増になっている。イノシシは子供のウリ坊を助けるため、電気柵を突破するときもある。最近では熊も民家の柿の実を食べに出没。その現場も見ました。現地の猟友会はあるが、高齢化でイノシシを撃つ習慣になっていないとのこと。大崎から栗原にもどんどん北上し「今や野放し状態。現場を見て危機感を持ってほしい、県として効果ある対策をお願いしたい」と訴えられました。この際、知事が本部長になって陣頭指揮を執るくらいの本気の意気込みで、東部地域の鹿対策をはじめ、今紹介したイノシシ対策の予算増額と体制を抜本的に強化すべきではありませんか、答弁を求めます。

最後に、異常な温暖化の中、水産漁業にどう対応するかについて伺います。

自然相手の農林漁業などの一次産業は、今も昔も気象相手の不安定なものです。まず、令和六年一月二十一日から二十二日に発生した暴風、波浪警報による被害に驚きました。気仙沼市や特に南三陸町では、ワカメ、カキを中心に大打撃。東松島市や松島町、七ヶ浜町、亶理町などの南部管内では、ノリ、カキの被害。また、中部の石巻十三浜では、収穫前のワカメの半分近くが駄目になり、養殖施設も大きな被害となりました。途中経過ではありますが、十五億円以上の被害になっています。県として、被害状況をつかみ、資材購入費などの支援をすべきと思うが、知事に伺います。

また、これとは別に、先ほどの質問にもありましたが、異常な海水温上昇による被害が本当に大変な局面です。雄勝のホヤ、ホタテ。女川竹浦のホヤ、谷川浜から寄磯浜のホヤ、ホタテの死滅や落下などが大変なのです。また、ギンザケの稚魚がこの高水温で弱っており、今後どうするか大変困っています。今、大事なことは、官民一体で海洋

の温暖化にどう立ち向かうについて、技術研修と専門的研究の体制を本格的に立ち上げる必要があるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。また、水産業の専門的プロパー養成の人事政策を長い目で構築すべきと思うが、併せてお答えください。

以上で壇上からの質問といたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

〔知事村井嘉浩君 登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 三浦一敏議員の代表質問にお答えいたします。

大綱五点ございました。

まず、大綱一点目、知事の政治姿勢についての御質問にお答えいたします。

初めに、自民党の政治資金。パーティーや裏金事件、企業・団体献金禁止についてのお尋ねにお答えいたします。

政治資金規正法は、政治活動の公明と公正を確保し、民主政治の健全な発達に寄与することを目的として、会社等の寄附の制限などの政治資金授受の規制、政治資金パーティーの節度ある開催や政治団体に係る政治資金の收支公開など、政治資金の明朗化を図るために定められたものであります。そのような中、自民党の政策集団において、法違反となる不透明、不適切な会計処理が指摘されたことは、パーティー券を購入された方をはじめ、国民の信頼を損なう、誠に残念なことであると思っております。私といたしましては、現在、自民党の政治刷新本部において、具体的な改革案や再発防止策についての検討が進められているところであり、岸田総理が今国会で政治資金規正法改正を実現することも明言されていることから、必要な法改正など不断の改革を進め、政治に対する国民の信頼回復に努めていただきたいと考えております。

次に、新年度予算案への見解についての御質問にお答えいたします。

来年度は、少子化対策や若者の県内定着、DXの推進など、県民や事業者、国や市町村など様々な主体と連携しながら、富県躍進につながる取組を予算化したしました。産業分野では、半導体関連産業の集積や振興のほか、農林水産業のデジタル化、担い手対策などにも力を入れて取り組んでいくこととしております。また、物価高騰対策については、国の賃上げ実現に向けた取組や、今年六月から実施予定の定額減税なども踏まえながら、先ほど追加提出した今年度補正予算案との一体的な編成により、県民の皆様

の生活や県内企業等の事業継続に配慮して、できる限りの予算措置を講じたところであります。これらの取組は、人口減少局面においても、我が県の社会経済活動の持続性を確保し、更なる発展につながるものであることから、来年度予算案は、次代への連綿予算と銘打ち、その編成に当たっては、将来の我が県の姿を思い描きながら、今まで以上に県民の皆様の様々な思いを酌み取るよう心がけたところであります。

次に、大綱二点目、能登半島地震の被害と志賀原発の教訓についての御質問のうち、避難計画のつくり直しが必要ではないかとお尋ねにお答えいたします。

女川原子力発電所周辺七つの市町の避難計画については、国が設置した女川地域原子力防災協議会において、女川地域の緊急時対応として取りまとめられ、原子力災害対策指針等に照らして、具体的かつ合理的であることが確認されております。緊急時対応では、複合災害を想定しており、まずは自然災害による人命へのリスクを回避する行動を優先することとしているほか、避難時に陸路が使用できない場合は、海路・空路による避難を行うこととしております。県としては、国において、能登半島地震の検証を行った上で、必要な支援や対策を行うよう要望するとともに、原子力防災に終わりや完壁はないことから、引き続き、国、関係市町と連携し、訓練の実施等を通じて継続的に避難計画の検証・改善を図ってまいります。

次に、大綱三点目、四病院再編問題についての御質問にお答えいたします。

初めに、仙台赤十字病院と県立がんセンターの統合に向けた基本合意についてのお尋ねにお答えいたします。

昨年十二月に、日本赤十字社及び県立病院機構と基本合意を締結し、名取の新病院の医療機能のうち、がん医療については、がん診療連携拠点病院として、県内のがん政策において必要な機能を維持する方向性を示したところであります。具体的な医療機能については、今後、関係者と協議を進めてまいります。令和元年度のあり方検討会議で提言された、がんを総合的に診療できる機能を有する病院を実現するとともに、県全体としてがん医療の水準を確保できるよう、十分に検討を重ねてまいります。また、県立がんセンターの幹部に対しましては、基本合意前の段階において、保健福祉部の職員から説明を行うとともに、新病院の医療機能に関する協議や病院の統合に伴う職員の処遇に関する御意見等を伺っております。

次に、名取の新病院における、がん医療機能についての御質問にお答えいたします。名取の新病院では、がん診療連携拠点病院として、東北大学との補完・連携を進め、県内のがん政策に必要な機能を維持してまいります。その機能については、がん医療の需要や、他のがん診療連携拠点病院等との役割分担・連携の状況により決定するものと考えております。県といたしましては、新病院の具体的な機能について、県全体のがん医療の水準が確保できる体制づくりを見据えながら、引き続き関係者との協議を進めてまいります。

次に、県立がんセンターを更に充実させていくべきとの御質問にお答えいたします。県内のがん患者数は、高齢化の進展とともに増加する見込みですが、入院患者は二〇四〇年頃、手術件数は二〇三〇年頃を境に減少していくと推計されており、効率的ながん医療提供体制を確保するためには、機能の集約化が必要であると考えております。県といたしましては、仙台赤十字病院との統合により、がんを総合的に診療できる機能を有する病院の実現が図られるものと考えており、県全体として、がん医療の充実を目指すてまいります。

次に、県立がんセンター職員の雇用についての御質問にお答えいたします。基本合意書においては、職員の処遇について、新病院の医療機能に関する今後の詳細な協議を踏まえ、職員の意向に配慮した上で、県立病院機構、日本赤十字社及び県で協議の上、決定することとしております。県といたしましては、県立循環器・呼吸器病センターの閉院時の対応などを参考にしながら、職員の雇用の確保など、必要な措置を講じるよう最大限努力し、職員の不安払拭に向けて取り組んでまいります。

次に、県立精神医療センターの富谷市への移転についての御質問にお答えいたします。

移転の協議を進める上で、地域説明会やアンケート調査などを通じて様々な御意見を伺っており、患者の家族をはじめ、地域住民、病院職員の方々からの不安や懸念の声が大ききことは十分承知しております。県としては、地域説明会などの場で、県の考えをお伝えするとともに、患者や家族の方々などの御意見を踏まえ、県立精神医療センターのサテライト案の検討などを進めているところであり、移転・合築に伴う不安や懸念を少しでも払拭できるよう、引き続き取り組んでまいります。なお、精神医療センター

の富谷市への移転については、労働者健康安全機構の理解の下で検討を行っているところであり、名取市内の移転適地が見当たらない現状において、令和元年度のあり方検討会議で示された、老朽化が進む建物の早期建て替えや身体合併症への対応能力の向上等が図られることから、この枠組みで引き続き協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、大綱四点目、広域防災拠点構想の問題点についての御質問のうち、知事の責任についての所感はどうかとのお尋ねにお答えいたします。

県では、東日本大震災の教訓を踏まえ、傷病者の域外搬送拠点機能の充実強化、広域支援部隊の一時集結場所やベースキャンプ用地の確保、物資輸送中継拠点の整備等が必要であると強く認識したことから、県内唯一の基幹災害拠点病院に近接するなど、地理的優位性が高い宮城野原地区に広域防災拠点を整備することとしたものであります。

本事業については、近年の資材・人件費高騰等の影響のほか、関係機関との協議による変更、着手後の現地調査結果による変更などにより、事業費の増額や事業期間の延伸が生じたものでありますが、いずれも事業着手時には想定し得なかつたことから、やむを得ないものと考えております。宮城野原地区の広域防災拠点は、県内全域をカバーする防災拠点として中核的な役割を担うものであり、我が県が進める防災体制の構築に極めて重要な施設であることから、今回、公共事業評価部会から頂いた、事業継続は妥当との答申を十分踏まえ、引き続き、一日も早い供用に向けしっかりと取り組んでいくことが、私の責務であると考えております。

次に、大綱五点目、希望ある県政を目指してについての御質問にお答えいたします。

初めに、人口減少対策の規模についてのお尋ねにお答えいたします。

御指摘のありました重点項目は、来年度に向けて特に力を入れるべき分野に関して、新規事業や拡充事業等を中心に代表的なものを抜粋してお示したものであり、県の行う取組は、これに限られるものではありません。人口減少については喫緊の課題であることから、部局を横断した検討を進めるとともに、来年度予算案においては、不妊治療に対する助成事業を創設するなど、次世代育成・応援基金の活用規模を倍増させ、約四億円を取り崩し充当することとしております。引き続き、こうした取組を着実に進めながら、情勢の変化に応じて機動的に新規施策を展開するなど、あらゆる手だてを講じて、人口減少対策に力を尽くしてまいります。

次に、各地方振興事務所への新規就農者支援に係るワンストップ窓口設置についての御質問にお答えいたします。

新規就農者を確保・育成していくことは、本県農業の持続的な発展を図るためにも大変重要であると認識しております。このため、県では、農業大学の設置のほか、就農相談をはじめ、就農に向けた研修資金や経営開始資金の助成、就農後の経営発展に必要な機械・施設の導入等の取組を支援しております。新規就農者支援のワンストップ窓口については、我が県では、農業経営・就農支援センターを設置しており、その地域窓口として、県内に九か所ある農業改良普及センターが就農や農業経営に関する様々な相談に対応しております。また、近年はUターンや新規参入など、就農相談も多様化していることから、今年度より、就農に関する総合的な案内役として、コンシェルジュを新たに配置し、対応しております。県といたしましては、今後とも、市町村や関係機関と連携し、就農前から就農後まで切れ目のない支援を行うことにより、次世代の地域農業を担う人材の確保・育成に取り組んでまいります。

次に、波浪等による水産業被害への支援についての御質問にお答えいたします。先月発生した波浪等による水産業への影響について、現在、判明しているところは、ワカメやノリなど、生産物や養殖施設において大きな被害が確認されております。漁業者においては、生産活動を優先しながら、施設の復旧や撤去作業を行っておりますが、県では、現在、地方振興事務所が主体となり、宮城県漁業協同組合と連携し、詳細な被害状況の把握に努めているところであります。県といたしましては、この調査結果を踏まえ、漁業者や県漁協、沿岸市町の意向や要望等をお聞きしながら、来漁期の円滑な事業実施に向けて、制度資金の早期の発動などを含め、必要な支援策を検討してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 復興・危機管理部長千葉章君。

〔復興・危機管理部長 千葉 章君登壇〕

○復興・危機管理部長（千葉 章君） 大綱二点目、能登半島地震の被害と志賀原発の教訓についての御質問のうち、原子力規制委員会に対し、女川原子力発電所の基準地震動の再評価を求めるべきとのお尋ねにお答えいたします。

女川原子力発電所の基準地震動については、国の審査において、海域活断層調査も含め、発生する可能性がある最大地震を選定した上で揺れの強さを評価したものであり、その結果を踏まえ、耐震設計が決定されたものと認識しております。なお、今後、国において、今回の能登半島地震に関する調査・研究結果を踏まえ、新たな知見が確認された場合には、遡及適用、いわゆるバックフィット制度により規制がなされるものと考えております。

次に、専門家による安全性検討会を再開すべきとの御質問にお答えいたします。

女川原子力発電所二号機については、東北電力株式会社が原子力規制委員会に設置変更許可申請を行い、厳格な審査の結果、安全対策に関する基本方針や基本設計が、新規制基準に適合しているものとして許可されたものと承知しております。その後の設計及び工事計画の認可を踏まえて行われている安全対策工事の内容の検証については、原子力規制委員会が使用前確認等において、責任を持って厳格に行うべきものと考えております。県としては、国の確認状況を注視するとともに、立地市町と女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定に基づく立入調査等により、安全性をしっかりと確認してまいります。

次に、大綱四点目、広域防災拠点構想の問題点についての御質問のうち、広域防災拠点の完成が延び、訓練ができないことについてのお尋ねにお答えいたします。

県内の防災拠点の訓練については、みやぎ県民防災の日総合防災訓練において、利府町の県総合運動公園の開設訓練、九・一総合防災訓練において、圏域防災拠点の開設訓練に取り組んでいるほか、暫定広域防災拠点、圏域防災拠点へ派遣される職員を対象とした資機材の操作訓練等も行っているところです。宮城野原地区の広域防災拠点については、暫定整備地での訓練にとどまっておりますが、他の訓練を通じて関係機関との連携に向けた取組を着実に進めております。県としましては、様々な訓練の実施と検証を重ねながら、引き続き、大規模災害に備えた防災体制の構築に努めてまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 保健福祉部長志賀慎治君。

〔保健福祉部長 志賀慎治君登壇〕

○保健福祉部長（志賀慎治君） 大綱五点目、希望ある県政を目指してについての御質

問のうち、乳幼児医療費助成の拡充についてのお尋ねにお答えいたします。

我が県では、県から市町村に対する助成対象を、入院、通院ともに就学前までとしており、一部自己負担金を課していないこと、完全現物給付方式を採用していること、政令指定都市への補助率に差を設けていないことなどを踏まえれば、全国的に見て遜色のない制度と認識しております。対象年齢の引上げについては、新たな負担増を毎年継続していくための恒久的財源が必要になるなど、課題があると考えております。県としては、こうした制度は本来、ナショナル・ミニマムとして国が責任を持って整備すべきと考えており、全国一律の制度創設について、全国知事会を通じて、引き続き国に要望してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 農政部長橋本和博君。

〔農政部長 橋本和博君登壇〕

○農政部長（橋本和博君） 大綱五点目、希望ある県政を目指してとの御質問のうち、鹿対策とイノシシ対策の抜本的な強化についてのお尋ねにお答えいたします。

野生鳥獣の捕獲数については、鹿は依然として石巻市など東部地域に多く、イノシシについては近年、特に大崎市や栗原市など北部地域で大幅に増加しております。このため、市町村等が国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、侵入防止柵の設置やICTワナなどの導入を行っております。また、被害の軽減には個別に取り組むのではなく、集落ぐるみの取組が非常に重要であり効果的であることから、県では今年度、侵入防止柵やわなの設置と維持管理のため、栗原市の四集落に専門家を派遣し、現地点検やワークショップを開催するなど、集落の合意形成を図りながら課題に応じた支援に努めているところです。県といたしましては、緊急捕獲の上限単価の引上げや被害対策に必要な交付金が措置されるよう、国に要請してまいりますとともに、北部や東部圏域など地方振興事務所単位で組織される地域連携会議等において、市町村や農業協同組合、猟友会などの関係機関と緊密に連携し、ICT機器等による効率的な捕獲の推進や、捕獲個体処理の負担軽減など、地域と一体となった取組を支援することで、鳥獣被害の軽減に引き続き努めてまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 水産林政部長吉田信幸君。

〔水産林政部長 吉田信幸君登壇〕

○水産林政部長（吉田信幸君） 大綱五項目、希望ある県政を目指してとの御質問のうち、官民一体の研究体制及び専門的職員の養成についてのお尋ねにお答えいたします。

近年の海水温上昇等により、様々な魚種で生産が不安定な状況にあり、その対応が喫緊の課題であると認識しております。このため県では、水産技術総合センターを核として、海水温の継続的な観測・分析や、暖水性魚種の漁獲動向調査及び加工技術開発、新しい養殖種の探索など、様々な分野から海水温上昇へのアプローチを行い、漁業者や水産加工業者とも連携して、対応を進めております。また、職員の育成については、大学や国の共同研究による技術向上に加え、今年度から、漁業者と連携した官民一体の技術研修の取組も開始したほか、職員の能力・適性を踏まえ、研究分野で活躍できる職員の育成に向けた人事配置を更に進めることとしております。県といたしましては、引き続き、職員の専門性をより高める取組とともに、関係者の協力も得ながら官民一体となった研究の推進に努め、海洋環境の変化など水産業が直面する課題に取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 土木部長千葉衛君。

〔土木部長 千葉 衛君登壇〕

○土木部長（千葉 衛君） 大綱四項目、広域防災拠点構想の問題点についての御質問のうち、公共事業再評価における事業効果についてのお尋ねにお答えいたします。

広域防災拠点整備事業の費用便益比については、事業着手時は、国のマニュアルに基づき、大規模公園としての効果を算定しておりましたが、今回の公共事業再評価においては、これまでの県議会からの御意見を踏まえ、複数の学識者からの助言を得ながら、新たに大規模災害時の効果を追加して、昨年十一月に県行政評価委員会へ諮問したところです。公共事業評価部会では、「大規模災害時の効果の算定根拠について、一定の妥当性は認めてよい」との御意見があったほか、「想定している災害と発生頻度を示すべき」「公園としての効果と大規模災害時の効果を分けて説明すべき」との御意見を頂いたところです。これらの意見を踏まえ、大規模公園の費用便益比については、事業費の

増額や事業期間の延伸を考慮の上、一・一と算定し、大規模災害時の効果については、費用便益比の算定には加えず、県の第五次地震被害想定調査における四つの地震に対する便益が約四百三十五億円から約千八百七十六億円となることを再評価調書に示し、部会で説明しております。その結果、県行政評価委員会から事業継続が妥当との答申を頂いたことから、県といたしましては、引き続き、早期完成に向けしっかりと取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

〔教育委員会教育長 佐藤靖彦君登壇〕

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） 大綱五点目、希望ある県政を目指してについての御質問のうち、学校給食費の無償化についてのお尋ねにお答えいたします。

学校給食は、児童生徒の健全な発達に資するとともに、学校における食育を推進する上で非常に大切なものであります。学校給食費の無償化については、市長会や町村会などから要望を頂いており、その趣旨を踏まえ、法改正等を含めた必要な措置の検討について、国に要望しているところです。国では、昨年六月に閣議決定したことも未来戦路方針を踏まえ、学校給食費の無償化に係る実態等を把握するための調査を実施し、課題の整理を行っているところであり、県といたしましては、今後の国の動向を注視するとともに、我が県だけでなく、全国の公平性が確保されるよう、引き続き国に働きかけてまいります。

次に、教員の未配置の状況についての御質問にお答えいたします。

我が県の教員の未配置数は、令和五年五月一日現在、小学校で十七人、中学校で十人の計二十七人となっております。ここ数年で減少傾向にはあるものの、解消には至っており、喫緊の課題であると認識しております。未配置が生じている主な要因としては、新規教員の大量採用により、講師経験者の多くが採用され、講師の登録者が減少したことが挙げられ、育児休業や病気休暇職員などの代替講師の配置ができなくなっているケースもあります。そのため、講師の確保に向けては、今年度新たに産育休代替講師の前倒し任用に取り組んだほか、いわゆるペーパーティーチャーを対象とする説明会を開催し、今年度は七十人を超える方に参加いただき、そのうち三十一人の方に講師登録

を行っていただきました。県教育委員会といたしましては、今後も、教員を志す大学生へのインターシップの実施や、採用選考説明会などにおける教員の魅力発信など、様々な手だてを講じることにより、教員の確保に取り組んでまいります。

次に、教員の長時間労働の実態等に関する御質問にお答えします。

正規の勤務時間外における在校等時間が月八十時間を超えたことがある教職員の割合については、令和四年度において、仙台市を除く市町村立小学校で六・四％、同じく中学校で三〇・六％となっております。平成三十年代と比較して減少傾向にはありませんが、引き続き長時間勤務の縮減に取り組むことが重要であると認識しております。県教育委員会では、教職員の働き方改革に関する取組方針を昨年三月に改定し、取組の柱として、業務改善・削減による在校等時間の縮減を掲げ、県立学校の教職員の働き方改革に取り組むとともに、市町村教育委員会にも取組を促してきたところです。現在、国では、中央教育審議会の質の高い教師の確保特別部会において、教師の給与に関する制度の枠組みの見直しを含めた処遇改善について検討を進めていると承知しており、県教育委員会といたしましては、国における検討の推移を注視してまいります。

次に、不要不急の業務の削減及び過大な授業時数の削減、県独自での教職員増員についての御質問にお答えいたします。

学校現場においては、各種調査への回答など、授業以外の事務処理に対して負担を感じているものと認識しております。県教育委員会では、学校への依頼や照会について、必要最小限となるよう精選を図っているところであり、今後も市町村教育委員会とも認識の共有を図り、現場の意見を聞きながら、業務の削減につなげてまいります。授業時数については、これまでも指導主事訪問等を通じて適切な設定等について働きかけているところですが、今後更に各学校が指導体制や教育課程編成の工夫・改善に取り組む、適切な授業時数を設定できるよう、市町村教育委員会を支援してまいります。義務教育における教職員定数の在り方については、国において定められ、その責務として必要な財源を確保すべきものと考えており、県教育委員会としては、市町村教育委員会の意見をしっかりと聞きながら、必要な学校に必要な教員を配置するとともに、引き続き、教職員定数の充実について、国に要望してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 警察本部長原幸太郎君。

〔警察本部長 原 幸太郎君登壇〕

○警察本部長（原 幸太郎君） 大綱五項目、希望ある県政を目指してについての御質問のうち、信号機の設置基準と費用についてのお尋ねにお答えいたします。

信号機は、交通の安全と円滑を確保するために効果があります。設置に当たっては、事前に交通量、交通事故の発生状況等を調査分析し、真に必要な高い場所を選定します。その選定に当たっては、準拠すべきものとして、警察庁において、信号機設置の指針を示しています。指針に示されている必要条件として、安全に擦れ違う車道幅員の確保、歩行者滞留場所の確保、一時間の主道路往復交通量が三百台以上、隣接信号機の距離が百五十メートル以上、信号柱設置場所の確保の五項目があり、これらを全て満たす必要があるほか、交通事故の発生状況、小中学校の有無等、択一条件のいずれかに該当することが必要となります。県警察としては、今後も地域住民の意向を的確に把握しながら、道路管理者と十分に連携を図るなどして、信号機の計画的な整備に努めてまいります。また、信号機の形式である定周期性、感応式及び押しボタン式のうち、お尋ねの定周期性信号の設置費用は約九百万円、押しボタン式信号が約五百万円となります。

次に、県単独での信号機新設についての御質問にお答えいたします。

信号機は、交通の安全を確保するための重要な施設ではありますが、現時点、国が定める設置基準が問題とは認識しておりません。お尋ねの今年度予算における新設信号機は八基であり、このうち六基を県単独予算により整備しております。交通安全施設整備費に係る来年度の当初予算案のうち、県単独予算における信号機新設や道路標識・標示の整備等に必要な経費として、前年比約一億円増の約六億九千八百万円を計上し、そのうち信号機新設に係る経費は約四千八百六十四万円、信号機七基を新設する予定です。なお、信号機の新設が困難な場合は、道路環境や交通量等を踏まえ、一時停止等の交通規制や道路管理者による安全施設の整備、道路改良等の必要な対応を実施します。引き続き、交通の安全と円滑を確保するため、交通安全施設等の適切な整備と必要な予算の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 三十九番三浦一敏君。

○三十九番（三浦一敏君） 前向きな答弁もありましたけれども、幾つか質問いたします。

まず、能登半島の地震の教訓を女川原発にどういうふうに生かしていくかということなのですが、一つは安全性の問題。これは、専門家というか、国とか規制委員会にお願いするとか指示を待つというのではなくて、やっぱり我々は、自分でこういう——非常に大きな能登半島の地震があったわけで、志賀原発が危機一髪だったということもいろいろ言われていますから、そういう点ではこの事に対して、やっぱり住民も声を上げるし、県などでもそのことを問題にして、国に迫っていく必要があるのではないかと思いますよ。だって、北陸電力は、この断層は九十六キロぐらいだということにしていたのですよ。ところが今回は百五十キロ、約倍近く動いたわけです。だから、北陸電力のこの件を教訓にすれば、實際上、女川原発の半径三十キロで今まではやっているのだから。そこをとにかく調査して、基準地震動を決めているわけですよ。こういうことではおかしいというふうに知事なり部長は思いませんか。

○議長（高橋伸二君） 復興・危機管理部長千葉章君。

○復興・危機管理部長（千葉 章君） 志賀原発の基準地震動でございますけれども、報道でも言われておりますが、想定を上回ったと言われているのですけれども、新規制基準の審査が今やっているところで、実際、新規制基準上の基準地震動というのはまだ決まってないということでございます。ですから、規制委員会のほうでも、今回の地震を踏まえて、しっかり見直すというか審査をするので、時間がかかるだろうということになっていきます。一方で、女川のほうですけれども、先ほど御答弁申し上げたとおりなのですけれども、海域活断層の調査も含め、また、プレート内での地震、そういったものも全部含めて審査を受けまして、今ある知見の中では大丈夫だということを確認されているということです。まずはやっぱり規制委員会のほうでその辺、疑問があるのであれば、しっかり調べていただくということが大事ではないかというふうに考えております。

○議長（高橋伸二君） 三十九番三浦一敏君。

○三十九番（三浦一敏君） 失礼だけれど、部長の認識は間違っているよ。女川原発は、海側のほうは三十キロまで音波探査で調査したということになっているわけ。けれども、

能登半島では、海岸沿いで五つの活断層が連続して動いて大きな被害になった。これは結局見落としたわけ。だから、三十キロ圏の中は一応音波で女川はやっているけれど、その外はやっていないのですよ。そういうことでよろしいのかということを書いて、だから、外側もちゃんと見なければ駄目ではないかということを書いているの。そう思いませんか。

○議長（高橋伸二君） 復興・危機管理部長千葉章君。

○復興・危機管理部長（千葉 章君） 規制委員会の中でもそのような意見が前からあったということは承知しております。それで、今まだ新規制基準の話が決定したわけではございませんので、その辺はしっかり規制委員会で審査をするというふうに認識はしております。以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 三十九番三浦一敏君。

○三十九番（三浦一敏君） だから、受動的に向こうからのやつをただ待つだけでなく、ぜひこちらからも声を上げてほしいということを書いているわけ。

それで、圧力抑制室の耐震補強とか電線管は大分工事が進んで、再稼働の時期も一応示されたのだけれど、この検査は、電力会社に任せておいたのでは駄目じゃない。私は、そのための検査のシステム、専門の検討委員会をつくってやるべきではないかという提案をしているのですが、この点はいかがなのですか。答弁は直接はなかったかなと思うのだけれど。

○議長（高橋伸二君） 復興・危機管理部長千葉章君。

○復興・危機管理部長（千葉 章君） 一部答弁でも触れておりましたが、安全対策工事の内容の検証については、原子力規制委員会が使用前確認等を行う。検査そのものは、電力会社のほうで行いますけれども、その検査をしっかりとやっているかということも規制委員会のほうで確認するということでございます。なお、規制委員会のほうでは現地に事務所がございますけれども、その職員が女川原発のほうに行って常駐しながらやっているという話も聞いておりますので、しっかりとやっているものだというふうに認識しております。

○議長（高橋伸二君） 三十九番三浦一敏君。

○三十九番（三浦一敏君） やっぱ、第三者のそういう専門的な機関をつくって、そ

れは前もやっているのだから、そういうふうにする必要があるのではないかと私は思いますよ。

それから、知事なり部長にお聞きしますが、この避難計画。非常に地形も似ているところだから、結局それは、家屋もああいふうな状態になったり、どういふうな地震になるか災害になるか分かりませんが、そういうふうなことを想定すると、避難計画というのは、自宅退避なども含め、見直しがいずれ来るだろうということなのですね。来るまでは再稼働はできないのだね。どうなの。

○議長（高橋伸二君） 復興・危機管理部長千葉章君。

○復興・危機管理部長（千葉 章君） 見直しが来るという答弁で申し上げましたのは、国のほうの原子力規制委員会で作っております原子力災害対策指針に基づいて避難計画もつくられておりますけれども、規制委員会のこの間の話もございましたけれども、基本的な考え方としては、今回の能登半島地震を踏まえても間違っていないと。それで今は、屋内退避をどうするのか、いつまでするのか、そういうところのしつかりした見直しは必要だということで見直しにかかっているということと承知しているところでございます。それで、県としましては、そういった知見があれば当然見直しということでございますけれども、それを待たずしても、毎年度やっております訓練を通じて検証を行って、足りないところは補って改正していくことを繰り返していくということとでございます。それと再稼働とはまた別の話だということに認識しております。

○議長（高橋伸二君） 三十九番三浦一敏君。

○三十九番（三浦一敏君） 全然別ではないですよ。ちゃんと実行できる避難計画がでないではないですか。いつ、どういうふうにしてその局面で号令を出したりなんかすると。今の避難計画自体、退避で混乱しないようにということとを前提にしてやっているのですよ、当然。その前提が崩れるということは、もう一回見直す必要があるのではないですか。違いますか。

○議長（高橋伸二君） 復興・危機管理部長千葉章君。

○復興・危機管理部長（千葉 章君） 今も女川地域の緊急時対応は、例えばですけれども、道路が寸断された場合には、海路、空路、そういったものも使うということを前提に、複合災害のことも前提につくられているということとでございます。ですから、今

回の一月にやった訓練でも、ヘリコプターでの輸送、また船舶での輸送ということも行いましたので、そういった訓練を通じて更に複数のルートが必要だということであれば、そういったことを避難計画に盛り込んでいくということでございます。

○議長（高橋伸二君） 三十九番三浦一敏君。

○三十九番（三浦一敏君） ちよつと納得できませんけれど、時間もありませんから、知事に最後にこの件で伺いますが、石川県では三百万円の生活再建支援金というふうになりましたね。そして、これが高齢者だけでなく若い人たちも含めて、三百万円から六百万円というふうなことで、差をつけないでやろうということになりました。ですの、知事もちよつと書いていますが、富山県とか、それから新潟県、この辺の対応をどうするのか。それから準半壊なども、うちの国会議員の話だと、全然今回は対象にならないというような問題もありますので、やっぱりこの辺は知事会なりとしましても、国に物を言って、この際全国的なそういう生活再建支援制度の格上げと充実を図るべきではないかと思いますが、どうですか。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 被災者を救っていくという非常に重要なことですが、当然そこには財源をどこに求めるかというのも非常に重要なことだというふうに思っております。今回は三百万円の上乗せ分については、国のほうでということですが、これを地方のほうにもというふうな負担になってまいりますと、当然、非常に各都道府県は財政が厳しいものですから、簡単にはいけないということでもあります。そういったようなこともよく考えながらやるべきだろうなというふうに思っております。また、今回は能登地方ということで、かなり過疎化の進んでいる地域でありましたけれども、いずれ首都直下型と言われるようなことが出てきて、東京を中心と同じような災害になって大変な家屋の倒壊等が起こってきたときには、国の財政が破綻してしまうということも考えなければならぬかもしれません。したがって、どこに財源を求めるかということとは常に頭に入れながら被災者の救済ということを考えていくべきだろうというふうに思っています。この間の記者会見でも申し上げましたけれども、阪神淡路大震災のときに共済制度というものをつくって、要は国民みんなでいざという時に助け合える制度、自助ですよ、こういったようなものをつくったらどうだということでも動き出したので

すけれども、途中で止まってしまったような状況でございました。兵庫県では残っているのですけれど、全国展開にはなっていないということでありました。やっぱりこういったようなことも考えながら、何でもかんでも税金——税金というのは誰かのポケットマネーではなくて、基本国民のお金を使うわけですから、これから生まれてくる子供たちのお金も使いながらやっていくことを考えたならば、やっぱり今いる人たちの責任として、私は共済制度みたいなやつがあってもいいのではないかなというふうに思っています。そういうこともあって、県は民間の保険会社に入るときに一部補助金を出して誘導しようというようなこともしているということでもあります。今回、六百万円に上げるということについては政府が単独に判断されていることですから、これに対して私は是とか非とか言う立場にはないというふうに思っております。

○議長（高橋伸二君） 三十九番三浦一敏君。

○三十九番（三浦一敏君） ちよつとがっかりする答弁だね。

次に、四病院再編問題について伺いますが、先ほどの答弁のとき、日赤と県立がんセンターの基本合意のときに、センターのほうの幹部の方には、こういう内容です、こういうふうに決まりますとかなんとかと事前に語ったのですかと、あるいは意見を聞いていたのですかということについての答弁がなかったのではないですか。あったらもう一回言ってください。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） もしかしたらちよつと質問を勘違いしているかもしれませんが、けれども、県立がんセンターの幹部に対しましては、基本合意の前の段階において、保健福祉部の職員から説明を行いました。新病院の医療機能に関する協議、病院の統合に伴う職員の処遇に関する意見交換なども行っております。

○議長（高橋伸二君） 三十九番三浦一敏君。

○三十九番（三浦一敏君） 非常に大事なことから、知事自身がちゃんと行って、そして話も聞いて、こういうふうになるのだがというふうに来すべきですよ。職員のうちには任せるなんて。

それで先ほど、坂下議員のやり取りがあったわけですが、いわゆる保健福祉審議会の中で、結局賛成は今回も一人もいなかった訳だ。だから知事はどうも保健福祉審議会

のその対応、賛否を取ったとかどうのこうのとか。だって、保健福祉審議会は、そういう精神医療の人たちとかお医者さんとかスタッフとか、専門家がいるわけでしょう。知事が任命したわけでしょう。だから、その人たちは、知事が非常にやり方が強引だから、すぐこれはどうなるか心配しているわけ。だから、委員長含めてそういうふうな採決を多分せざるを得なかったというふうに思うのです。だから、そこで採決したのがどうだこうだとかそういうことではなくて、そういう審議員の人たちが各界を代表しているのだから、その意見をやっぱり尊重するということがまずもって大事なんじゃないの。信頼関係がますます壊れるんじゃない。どうなの。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） この間の審議会の報告を受けましたけれども、採決の部分を除きますと、非常にしっかりと議論ができた、やり取りができたというふうに職員から報告を受けております。したがって、今までみたいに入り口論で止まるというよりも、中に入りながらいろいろ議論していつているような、県職員の手応えであったということでもあります。ただ、まだ結論も何も出てない段階で採決というのはいかがかと。また、この採決は、精神保健福祉委員会で何事もこの問題を決めるわけではなくて、最終的にそういったようなものが出た結論を受けて、私はどうするのか判断をして、それを今度議会のほうにお諮りするという形になります。したがって、いろんな御意見を出していただくこと、また採決をするならされても全然それはもう御自由に、独立した組織ですからやっていただいて結構なのですけれども、その結論に全てが縛られることでも決してないということは御理解いただきたいというふうに思います。もちろん、しっかりとそのときに出た意見は、今後の精神医療センターあるいは労災病院さんと協議する際の参考にはさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（高橋伸二君） 三十九番三浦一敏君、

○三十九番（三浦一敏君） 昨日知事の記者会見で、「年度内の合意を目指すが、結果ありきと言われないうちに慎重に対応したい。現時点では年度を越すかもしれないということはまだ言えない」、こういうふうに述べたというふうに書かれているのだけれど、この確認書を見ますと、第七条で「令和五年度合意に至らないときは、甲乙協議の上、本確認書を解除できるもの」であるというふうに言っているのだけれど、この中身は、

要するに年度末を過ぎてもいいというふうに理解するの。それとも、私どもは、やっぱり年度末までに合意に至らないときは、それはやっぱり無理だというふうになるのかなというふうに思っているのですが、どういう解釈なの。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 書いてあるとおりでございます。年度を越すときには、甲と乙、つまり、私どものほうと機構の本部のほうで協議をして、これでやめるかどうかを決めると。やめないということであれば、そのまま継続するということになるということとです。

○議長（高橋伸二君） 三十九番三浦一敏君。

○三十九番（三浦一敏君） 確認書というのは、我々議会、私はやっぱり年度末まで努力して、合意が得られないということであれば、それでおしまいというようになるのだらうというふうに理解はしていたよ。いいさ、それは——よくはないけれどさ。それで、名取の分院三案を示したけれども、結局、異論が相次いで全然とにかく理解が広がるどころか反発がやっぱり強いという状況ですよ。やっぱりこういう状況をつくり出したのは知事自身だし、だから分院とかなどではなくて、とにかくさつきも言ったけれど、これを白紙に戻して、富谷移転をやめて、名取でちゃんとしかるべきものを造れば、これは全部収まるのではないですか。そのように決めなさいよ。どうですか。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 簡単にそういうわけにいかないわけでありまして。まずは、ここに至るまでいろんな議論があつて、そして総合病院と一緒に隣同士になつて合築をして、そして合併症への対応をするといったようなことであつたり、また、今回我々が富谷に行かないことによつて、精神医療センターが行かないことによつて労災病院がどう判断されるかといったようなこともまたありですね、また、黒川郡の救急搬送時間の問題もあり、災害拠点をつくるというような課題もありますので、そういったようなこと全体を考えながら判断していくということが非常に重要だというふうに思っております。三浦議員、共産党の皆さんがおっしゃる、患者さんの気持ちをしっかりと考えなさいということについては、そのとおりだというふうに思いますので、しっかりとそういった御意見も耳に入れ、頭に入れながら、今後よく調整してまいりたいというふうに

思っております。